

消費生活用製品安全法におけるOEM生産品・PB品の取扱いに関するガイドライン

平成 20 年 7 月
経 済 産 業 省

長期使用製品安全点検制度における「特定製造事業者等」(法施行後に製造される特定保守製品について)

1. 「特定製造事業者等」に関する基本的考え方

(1) ガイドラインの必要性

従来、製品安全四法¹における技術基準適合義務対象製品については、実際の製造行為のみを「製造」と捉えており、OEM・PB取引実態がある場合でも実際に製造を行っている供給元が製造事業者として届出をする義務を負うこととしている。これは、技術基準に適合させ自主検査の実施を行い得る事業者は、実際に製造を行っている供給元であるということによるためであり、技術基準適合義務対象製品に関する「製造」の解釈とそれに基づく届出義務を含めた運用については、従前の通りとしていくこととしている。

一方、消費生活用製品安全法(以下「消安法」という。)の平成19年の改正により設けられた長期使用製品安全点検制度では、特定保守製品を製造・輸入する事業者には、特定製造事業者等として、経済産業大臣に届出を行うこと、所有者からの点検の要請に応じること、点検実施等のために必要な体制を整備すること等の義務が課されている。

本制度は、技術基準適合義務のような市場出荷前規制とは異なり、製品が市場に出荷された後の安全確保のための制度である。このため、実際の製造行為を行っている者を製品表示からは消費者が覚知できないようなOEM生産品やPB品²について、供給先³であるブランド事業者と、供給元事業者とのいずれが「特定製造事業者等」となるかという整理を行うべき必要性がある。

(2) 考慮すべき視点

¹ 「製品安全四法」とは、消費生活用製品安全法・電気用品安全法・ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をいい、一定の危険性のある製品について技術基準を設け、製造事業者が届出義務が課されている。

² OEM(Original Equipment Manufacturing) : 委託を受けた相手先ブランドで販売される製品を製造すること

PB(Private Brand) : ある規模以上のチェーンストアが企画した製品をメーカーに委託して製造させ、販売業者のオリジナルブランドを付して販売する形態

³ ここでいう「供給先」は、一般にいう製造委託元・販売元と同義である。

外観における表示

まず、本制度で、特定保守製品の円滑な点検がなされるためには、消費者が点検を要請する際に、コンタクトを取りやすいと考えられる事業者、すなわち、製品本体や保証書、取扱説明書などに表示のあるブランド事業者が、消費者からの点検要請を受け付けて、点検を実施すべきであるとの要請がある。

適切な点検のための技術的知見

一方で、ブランド事業者が特定製造事業者等として法的義務を履行する場合、適切な点検がなされるためには、ブランド事業者が、製品に関する一定の技術情報を保有しているという担保が必要である。

「製造」といいうるだけの行為性及び他法令との整合性

さらに、ブランド事業者を特定製造事業者等と位置付けるためには、ブランド事業者が供給元事業者に製造委託をする行為自体が、「製造」といいうるだけの行為と認められるか否か、他法令における先例も勘案しつつ判断する必要がある

⁴。

(3)現在の特定保守製品に関するOEM・PBに係る実態と課題

また、本制度が、実態に即した適切な運用がなされるためには、生産実態や取引実態も踏まえることが必要である。

一つ目のケースとして、供給先(ブランド事業者)と供給元事業者の双方とも、国内機器メーカー同士といった国内同業者間での取引の場合がある。これは、家電製品や一部の住宅設備機器に広く見られるケースであり、製造設備の集約等によって調達コストの削減や生産の合理化を行うといった目的でなされることが多い。ブランド事業者側が一定の技術情報を保有できれば、ブランド事業者に点検を実施する能力があると解釈することは可能であると考えられる。この証左として、ブランド事業者には、自社ブランドや自社の技術能力に対する消費者の信頼や期待を維持すべきという要請もあり、本体表示や保証書、取扱説明書などに供給元事業者を表示していない事例が見受けられる。

二つ目のケースは、異業種間での取引の場合(例:機器メーカーからユニットメーカーへの供給)がある。これは、住宅設備機器に多く見られるケースであるが、燃焼機器や家電製品をユニット全体の構成部品と捉えて組み込んでいること、ユニット全体の外観にデザイン性が求められることなど幾つかの特有の事情がある。ユニットの構成部品とされる燃焼機器や家電製品がOEM生産品であるような場合、

⁴ エネルギーの使用の合理化に関する法律では、特定機器の製造事業者に報告義務等が課されているところ、同法は、原則として委託元を製造事業者としている(製造を委託する場合には、委託者が材料・設計・仕様決定等を実質的指示を行うことが一般的であるということ根拠とする)。

ノーブランド品(銘板以外に製造者の表示が見られないもの)として供給元事業者で製造されているものもあり、当該機器の内部はブランド事業者たるユニットメーカーにとってはブラックボックスのまま、ブランド事業者たるユニットメーカーのもとで組み込み作業のみが行われるという工程が取られるケースもある。したがって、ブランド事業者側が、部品である燃焼機器や家電製品についての一定の技術情報を保有しているとは限らない。しかし、製品本体や保証書、取扱説明書にはブランド事業者たるユニットメーカー名のみが記載されていることも多いため、消費者は、構成部品である燃焼機器や家電製品の点検を要請する際に、これらの機器の供給元事業者を特定することはほぼ困難であるところに問題がある。このため、ブランド事業者は、消費者からの点検の要請があった場合、技術情報の保有の状況に応じて、自ら点検を行うか、供給元事業者に点検要請を伝達するかのいずれかの対応を採る必要がある。後者の場合には、要請の伝達に加えて、消費者のもとにはブランド事業者ではなく製造元事業者が点検に赴く旨を適切に説明することが妥当であると思料されるものの、現時点では、全ての場合においてかかる説明がなされているわけではない。

(4) 基本的考え方

以上考察したところによると、異業種間でのOEM取引の場合は、およそ「製造」とは同一視できない単なる販売と評価されるべき場合も存在することがわかる。

以上より、ブランド表示のみをもって「特定製造事業者等」に該当すると判断する根拠とはせず(つまり単にブランドを付しているのみであると評価できる場合には、ブランド事業者は「特定製造事業者等」ではなく、供給元が「特定製造事業者等」となる。)、点検受付先・製造元表示の有無・仕様決定権限等がブランド事業者側にあるか否かといった事情を考慮したうえで、OEM取引によりブランド事業者の行為が実質的に「製造」と同等であると判断できるか否かを届出の際に判断することが適切である。

単にブランドを付していると一般的に評価できる場合

この場合には、製造と評価しうるだけの行為を行っているとはいえ、ブランド事業者側に技術的知見が全くなく、逆に消費者から見たときには供給元がわかるため、供給元事業者が「特定製造事業者等」となる。ブランド事業者ではなく供給元事業者が「特定製造事業者等」となる。

- 仕様や設計に関する権限をブランド事業者が持たず、単にブランド事業者名が販売元として製品に表記されており、取扱説明書に製造元として供給元名が記載され、不具合の際の受付先として供給元名が記載されているケース

- 性能・品質等の技術的な観点からのスペック(例:省エネ性能・出力等)の決定権限をブランド事業者が持たず、色やデザインといった性能などに影響を与えない製品の外観に関する事項のみをブランド事業者が指定又は指示し、製品や取扱説明書に製造元として供給元名が記載され、不具合の際の受付先として供給元名が記載されている。

[具体例]ブランド事業者が製品にプリントされるキャラクターを指定しているだけで、プリントされる製品は供給元が自ら出荷しているものを利用しているだけのケース

単にブランドを付しているだけとはいえない場合

他方、ブランド事業者に技術的能力がありうる等ブランド事業者が「特定製造事業者等」となるべきであると考えられるケースもあり、ブランド事業者を「特定製造事業者等」として位置付け、届出等の義務を課すべき場合もある。OEM・PB取引は多種多様であることから典型的なパターン分類は可能であることから、2.以下において、単にブランドを付しているだけとは言い切れない場合について典型的なパターンを分類し、指針を示すこととする。

判断する際の視点は次のとおり。

- (i)設計をブランド事業者が行っているか
- (ii)設計をブランド事業者ではなく供給元が行っている場合であっても
 - (a)供給元名が全く外形に現れておらず、対消費者との関係ではブランド事業者のみが前面に出ているか
 - (b)ブランド事業者がデザイン・色のみの決定を行っているだけでなく、供給元に対して要求する仕様に性能・品質といった技術的な項目がある等、ブランド事業者が技術的仕様についても供給元に一定のレベルを求めているか
 - (c)設計・仕様変更する際にはブランド事業者の了承が必要とされているか
 - (d)アフターサービスについてブランド事業者が一元的に窓口となっているか

2. 典型的パターン分類

以下は、国内事業者同士での製造委託場面を前提として分類するものである⁵。

⁵ 海外メーカーへの生産委託の場合は、国内の技術基準に適合させるためにもブランド事業者が設計・仕様(性能や品質含む)につき実質的に指定又は指示をしていることは明らかであるから、ブランド事業者が「特定製造事業者等」(輸入事業者)となる。

(1) ブランド事業者が大枠の仕様決定にとどまらず、設計まで行っている場合

…上記判断視点(i)

製造行為のみの委託とみなせるものであり、ブランド事業者には、あらかじめ技術的な能力が備わっている状況にあることから、ブランド事業者が「特定製造事業者等」となる。

(2) 供給元が設計を行っている場合…上記判断視点(ii)

ブランド事業者と供給元に親子会社関係⁶があり、ブランド事業者が供給元を実質的に支配している場合⁷

供給元である子会社が親会社を経由した流通ルートを取っているならば、供給元はブランド事業者の製造ラインと同様の位置づけと捉えることが妥当であるため、ブランド事業者が「特定製造事業者等」となる。

ブランド事業者と供給元事業者が同業⁸であるとき

(ア) ブランド事業者が特定保守製品を製造している事業者であり、出荷する特定保守製品の一部の製造のみを他の製造事業者(つまり供給元が同業他事業者)に委託しているケース(例: ガス瞬間湯沸器を製造しているA社が、その出荷台数のうち何割かを同業他事業者に製造させているケース)

ブランド事業者が、設計・仕様(性能や品質を含む。)につき供給元に実質的に指定又は指示をしていると考えられる上、ブランド事業者には、あらかじめ技術的な能力が備わっていることから、ブランド事業者が「特定製造事業者等」となる。

(イ) ブランド事業者と供給元事業者は特定保守製品に関して同業の製造事業者であるものの、ブランド事業者がある種類の特定保守製品の全ての製造を供給元事業者に依存しているケース(例: 電気メーカーであるA社が出荷する浴室乾燥機の全てを他の電気メーカーであるB社からの供給に頼っているケー

⁶ 親会社、子会社の定義については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則8条3項・4項を参照のこと。以下同じ。

⁷ 子会社が親会社から商標のライセンスを受けているのみで、親子会社の間でOEM・PB取引実態がない場合(例: 商品につけるロゴマークのライセンスを受けているのみの場合)には、当然子会社が「特定製造事業者等」となる。

⁸ 他業か同業かという点については、日本標準産業分類中の「製造業」分類を参考とし、同じ項目に該当する製造業を営んでいるか否かによる。以下同じ。

ス)

ブランド事業者が当該製品につき製造を行っていない以上、設計・仕様につき供給元に実質的に指定又は指示をしているとまでは考えられないものの、ブランド事業者にはあらかじめ技術的な能力が備わっていると考えられることから、原則としてブランド事業者が「特定製造事業者」となる。

ただし、ブランド事業者が性能・品質といった技術的仕様につき決定する能力がなく、アフターサービスの窓口も供給元が行うものとして取扱説明書等で消費者が供給元事業者名を明確に認識することが可能な場合は、供給元が「特定製造事業者等」となる。

ブランド事業者と供給元事業者が他業であるとき

例1：ブランド事業者がユニットメーカーであり供給元事業者が機器メーカー

例2：ブランド事業者の主たる業務がエネルギー供給業

例3：ブランド事業者の主たる業務が小売販売等の流通業

(ア)ブランド事業者が、性能・品質といった技術的仕様について供給元に指定又は指示をしているケース(変更時の了承権限がブランド事業者にあるケースを含む。)

ブランド事業者が「特定製造事業者等」となる。

ブランド事業者に一定の技術的知見がある

(イ)ブランド事業者が、性能・品質といった技術的仕様について決定していないものの、一定の技術的な採用基準を設けているケース

ブランド事業者が「特定製造事業者等」となる。

一定の技術的採用基準を設けるだけの能力がブランド事業者にあり、(ア)の場合と同視しうる

(ウ)ブランド事業者が、性能・品質といった技術的仕様について決定できず、一定の技術的な採用基準も設けていないものの、アフターサービスの窓口がブランド事業者に一元化されており、供給元からブランド事業者に相当程度高水準の技術的知見の移転があるケース(例：供給元からブランド事業者に対する技術講習等がある。)

ブランド事業者が「特定製造事業者等」となる。

消費者から見たときに供給元が明らかでなく、供給元から技術的情報の提供等を受けていることから、ブランド事業者に一定の技術的知見がある。

(エ)ブランド事業者が、性能・品質といった技術的仕様について決定できない上、アフターサービスの窓口も供給元が行うことが取扱説明書等で消費者が明らかに認識することが可能なケース

供給元が「特定製造事業者等」となる。

消費者から供給元事業者名を知ることができる上、ブランド事業者の行為が「製造」と同様のものと評価できない

3. 取引時における取り決めの推奨等

特定製造事業者等がブランド事業者又は供給元のいずれになるかについては、届出時に実質的に判断することとするが、その実質的判断を行うエビデンスとして、OEM・PB 取引の基本契約書・仕様書・アフターサービス契約書等の提出を求めることがありうる。

したがって、設計・仕様の決定方法、製品への表示方法、取扱説明書や保証書への供給元名の記載の有無、製品を採用する際の技術的条件、アフターサービス窓口の決定、供給元からブランド事業者への技術的講習の有無、経済産業大臣への届出をいずれが行うかという各事項については、上記パターンを踏まえ、当事者間で前もって決定しておくことが望ましい⁹。また、上記「2. 典型的パターン分類」に該当しない場合等ブランド事業者と供給元事業者のいずれが「特定製造事業者等」として届出を行うかについて一律に判断し難い場合には、「1. 基本的考え方」の「(2) 考慮すべき視点」に立ち返り、本制度の実効性が上がるよう、関係者の意見を参考にしつつ判断することが望まれる。

点検体制整備における既製品の取扱い

平成19年の改正消安法により、特定製造事業者等には点検等の体制整備義務が課されることとなった(第32条の19)。同義務は、法施行前に製造された製品についても適用されることとなっている。

法施行前に製造された既製品についても、[図1](#)で示した長期使用製品安全点検制度における特定保守製品の取扱いと同様とする。

もっとも、[図1](#)で示したパターン分類において、ブランド事業者が「特定製造事業者等」に該当するような場合であっても、ブランド事業者が改正消安法施行時において特定保守製品の製造(輸入)を止めている(つまりはOEM生産を止めている)といったときには、特定製造事業者等とはいえない。しかしながら、ブランド事業者は、社会的責務として、消費者からの点検要請に対応できるような体制を維持していくことが望ましい。

製品事故情報報告・公表制度に係る OEM 生産品・PB 品の取扱い

消安法の製品事故情報報告・公表制度においては、報告義務者となる製造・輸入事業者は、事故報告のみ行えばよいというものではなく、製品事故の原因を調査し、

⁹ なお、取り決めは当事者が対等の地位で契約するということが大前提であり、優越的地位の濫用に注意すべきことは当然である。

再発防止に関する措置をとることも、果たすべき重要な責務である。したがって、事故報告以後に求められる事後的な対応も含め、製品事故情報報告・公表制度の実効性を上げるため、報告義務者として適切な事業者は誰かという点につき指針を示すことが必要である。

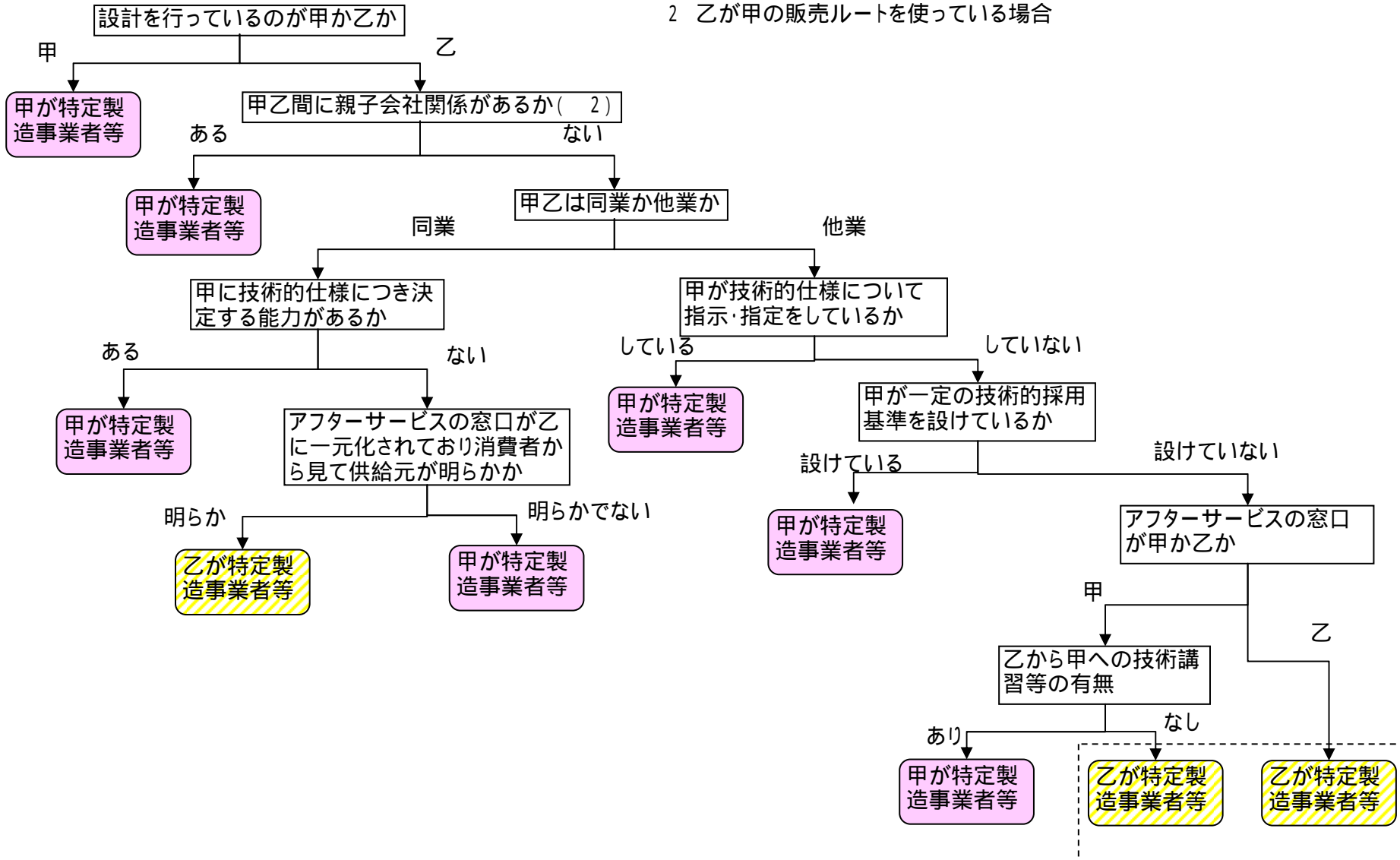
消安法は一般消費者の生命・身体への危害を防止するための法律であるため、消費者が自ら使用している製品で事故が発生しているか否かを容易に判断できるようにブランド事業者が事故報告をすべきと考えられる一方で、事故情報を再発拡大防止に役立てるという観点からすれば、事故の原因を究明し、これを設計等にフィードバックすることのできる事業者が報告義務者となるべきとも考えられる。製品事故情報報告・公表制度の実効を挙げるためには、供給元事業者が事故報告義務者として報告するよりもブランド事業者が報告義務者となって事故報告を行うことが適切な場合もあると考えられる。ブランド事業者が報告義務者となるべきと考えられる場合¹⁰であっても、供給元事業者と情報を共有した上で、可及的速やかに併せて報告が行われることが望ましいのは当然であり、逆に供給元事業者が報告義務者となるべき場合であっても、ブランド事業者の情報を併せて報告が行われるべきであるが、いずれが報告義務者となるべきかにつき判断するためのガイドラインが必要となる。かかる認識のもと、今後、特定製造事業者等に関するOEM生産品・PB品におけるブランド事業者の取扱いを基本としつつ、典型的ケースを示すこととするため、関係者からの意見等も含めて検討していくこととする。

いずれにせよ、OEM生産品・PB品の場合には、ブランド事業者・供給事業者のいずれが報告義務者になるかということにかかわらず、それぞれの事業者が積極的に事故報告を行うことが望まれる。

¹⁰主に、現在の流通事業者におけるPB品の多くを占める日用品(日用雑貨、調理器具、衣料品、服飾品、寝具寝装品、インテリア関連品、文具、玩具、衛生用品)では、ブランド事業者の裁量がPB品の製造・販売に大きな影響を与えている実態があり、日用品のPB品に関しては、原則としてブランド事業者が報告をすべき場合に該当することが多いのが実態である。

参考資料1 「特定製造事業者等フローチャート」

- 1 甲:ブランド事業者 乙:供給元事業者
- 2 乙が甲の販売ルートを使っている場合



乙から甲に技術講習等の技術情報の提供がないということは、甲がアフターサービスの実施主体とはなりえないことを示している

甲：ブランド事業者（委託元）

乙：供給元事業者

乙から甲に納められることとなる甲の商標を付した製品を「本製品」とする。

「仕様」は、機器の性能や品質についての項目をいうこととし、「設計」は、決定された仕様に基づいて実際に設計図面を作成する行為をいう。

仕様書に製品の種類を示すものとして性能の記載がされていることがあるが、甲乙間で協議して定めるものではない記載（性能の記載が仕様書の添付にすぎないような場合）は、仕様書の一部ではないものとする。甲乙の協議で仕様を定める場合には、仕様書のうちの箇所が協議して定める部分で、どの箇所が単なる納入品の説明にすぎない（つまり協議や甲の指定・指示に基づかないもの）部分かということが判別できるように記載されるべきである。

チャート

（設計）

第 条 本製品の設計は、甲が行うものとする。

チャート

甲乙間の取り決めではなく、甲乙が親子会社にあるか否かで決せられる。

チャート

（設計）

第 条 本製品の設計は、乙が行うものとし、乙は、本製品が仕様書に記載された要求事項に合致するよう設計を行わなければならない。

（仕様）

第 条 本製品の仕様は、別途甲乙間で確認する仕様書のとおりとする。

チャート

（設計及び仕様）

第 条 本製品の設計及び仕様の決定は、乙が行うものとする。

設計及び仕様の決定を乙が行うものとしても、仮に乙が仕様又は設計を変更しようとする際には甲との間に合意（又は甲の承認）が必要であるといった場合には、甲が設計又は仕様の決定をしていることと同視しうる。逆に、乙が仕様又は設計を変更した場合には甲への事後報告で足りるといった場合は、甲が設計又は仕様の決定をしているとは同視でき

ない。

(アフターサービス)

第 条 甲が販売した本製品に関する修理等のアフターサービス(消費生活用製品安全法で定められた点検制度における所有者情報の集約、点検の受付及び点検の実施を含む。)は、乙が自己の名前、負担及び責任において行うものとする。

チャート

(設計及び仕様)

第 条 本製品の設計及び仕様の決定は、乙が行うものとする。

設計及び仕様の決定を乙が行うものとしても、仮に乙が仕様又は設計を変更しようとする際には甲との間に合意(又は甲の承認)が必要であるといった場合には、甲が設計又は仕様の決定をしていることと同視しうる。逆に、乙が仕様又は設計を変更した場合には甲への事後報告で足りるといった場合は、甲が設計又は仕様の決定をしているとは同視できない。

(アフターサービス)

第 条 甲が販売した本製品に関する瑕疵の修理等のアフターサービス(消費生活用製品安全法で定められた点検制度における所有者情報の集約、点検の受付及び点検の実施を含む。)は、甲が自己の名前、負担及び責任において行うものとする。ただし、甲において瑕疵の修理が不可能である場合には、甲は乙に瑕疵の修理を有償で委託することができる。

チャート

(設計)

第 条 本製品の設計は、乙が行うものとし、乙は、本製品が仕様書に記載された要求事項に合致するよう設計を行わなければならない。

(仕様)

第 条 本製品の仕様は、別途甲乙間で確認する仕様書のとおりとする。

2 乙は、仕様を変更しようとする場合には、甲の承認を得なければならない。

[仕様書]

仕様性能

制御部の温度・・・

外装部の温度・・・

CO 排出量・・・

といったように、仕様が省エネ性能や出力・入力といった技術的項目にまで及んでいる場合には、甲が技術的仕様につき指示又は指定をしていることと同視できる。

チャート

甲が製品選定の際に一定の技術的採用基準を設けていることが前提。

(設計)

第 条 本製品の設計及び仕様の決定は、乙が行うものとする。

又は

(設計)

第 条 本製品の設計は、乙が行うものとする。

設計及び仕様の決定を乙が行うものとしても、仮に乙が仕様又は設計を変更しようとする際には甲との間に合意（又は甲の承認）が必要であるといった場合には、甲が設計又は仕様の決定をしていることと同視しうる。逆に、乙が仕様又は設計を変更した場合には甲への事後報告で足りるといった場合は、甲が設計又は仕様の決定をしているとは同視できない。

(仕様)

第 条 本製品の仕様は、別途甲乙間で確認する仕様書のとおりとする。

[仕様書]

色・・・

寸法・・・

商標・・・

取引数量・・・

色・寸法・デザイン・商標・取引数量といった技術的でない項目のみが記載されている場合には、甲乙間で仕様の確認をしているとしても、技術的仕様について甲の指示又は指定があるとはいえない。

もっとも、チャート の場合には、甲が一定の技術的採用基準を設けていることが前提であり、一定の技術的採用基準を設けているということは技術的仕様について甲の指示又は指定がある場合と同視できるから、甲が特定製造事業者等ということになる。

チャート

甲が製品選定の際に一定の技術的採用基準を設けていないことが前提。

(設計)

第 条 本製品の設計及び仕様の決定は、乙が行うものとする。

又は

(設計)

第 条 本製品の設計は、乙が行うものとする。

設計及び仕様の決定を乙が行うものとしても、仮に乙が仕様又は設計を変更しようとする際には甲との間に合意(又は甲の承認)が必要であるといった場合には、甲が設計又は仕様の決定をしていることと同視しうる。逆に、乙が仕様又は設計を変更した場合には甲への事後報告で足りるといった場合は、甲が設計又は仕様の決定をしているとは同視できない。

(仕様)

第 条 本製品の仕様は、別途甲乙間で確認する仕様書のとおりとする。

[仕様書]

色・・・

寸法・・・

商標・・・

取引数量・・・

色・寸法・デザイン・商標・取引数量といった技術的でない項目のみが記載されている場合には、甲乙間で仕様の確認をしているとしても、技術的仕様について甲の指示又は指定があるとはいえない。

(アフターサービス)

第 条 甲が販売した本製品に関する瑕疵の修理等のアフターサービス(消費生活用製品安全法で定められた点検制度における所有者情報の集約、点検の受付及び点検の実施を含む。)は、甲が自己の名前、負担及び責任において行うものとする。

2 甲は、乙に対し、本製品の修理を有償で委託することができる。

(技術指導等)

第 条 乙は、甲に対し、甲がアフターサービスを行うにあたり必要なマニュアル等の技術情報を提供するものとする。

2 乙は、甲に対し、甲がアフターサービスを行うにあたり必要な技術指導又は技術講習を行うものとする。技術指導又は技術講習を行う時期については、別途甲乙間で定めるところによる。

チャート

チャートの「技術指導等」の取り決めがないものと同じ。

チャート

甲が製品選定の際に一定の技術的採用基準を設けていないことが前提。

(設計)

第 条 本製品の設計及び仕様の決定は、乙が行うものとする。

又は

(設計)

第 条 本製品の設計は、乙が行うものとする。

設計及び仕様の決定を乙が行うものとしても、仮に乙が仕様又は設計を変更しようとする際には甲との間に合意(又は甲の承認)が必要であるといった場合には、甲が設計又は仕様の決定をしていることと同視しうる。逆に、乙が仕様又は設計を変更した場合には甲への事後報告で足りるといった場合は、甲が設計又は仕様の決定をしているとは同視できない。

(仕様)

第 条 本製品の仕様は、別途甲乙間で確認する仕様書のとおりとする。

[仕様書]

色・・・

寸法・・・

商標・・・

取引数量・・・

色・寸法・デザイン・商標・取引数量といった技術的でない項目のみが記載されている場合には、甲乙間で仕様の確認をしているとしても、技術的仕様について甲の指示又は指定があるとはいえない。

(アフターサービス)

第 条 甲が販売した本製品に関する瑕疵の修理等のアフターサービス(消費生活用製品安全法で定められた点検制度における所有者情報の集約、点検の受付及び点検の実施を含む。)は、乙が自己の名前、負担及び責任において行うものとする。

以上の取り決めが甲乙間で適切になされていることを前提として

(重大製品事故発生時における報告)

第 条 本製品について消費生活用製品安全法第 2 条第 5 項に定める重大製品事故が発生した場合には、甲又は乙のうち当該事故の発生を早期に知った当事者が主務大臣に報告するものとする。

2 前項の規定は、甲又は乙のうち当該事故の発生を早期に知った当事者が主務大臣への報告をしないときに他方当事者からの主務大臣への報告を妨げるものではない。

3 本製品について重大製品事故が発生した場合には、甲乙いずれが報告義務者となるかにかかわらず、双方協力の上、主務大臣への報告及び事故原因の究明に努めるものとする。